

観光庁任期付職員〔弁護士〕の募集

令和3年4月13日

1. 勤務地 観光庁（東京都千代田区霞が関2-1-2）

2. 役職名 専門官

3. 採用予定日及び採用予定人数

採用予定日 . . . 令和3年6月1日

採用予定人数 . . . 1名

4. 任用予定期間 令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

5. 担当業務

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、観光産業は極めて厳しい状況にある。他産業と比較して相対的に生産性が低い状況にある宿泊業や個人旅行の割合が年々拡大する中で徐々にシェアを減少させている旅行会社をはじめ、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、観光産業全体が、根本的な構造の変革による生産性の向上を迫られています。

また、平成30年6月15日の法施行後3年を経過し、法律の施行の状況を踏まえ、必要に応じて措置を講じることとされている住宅宿泊事業法のほか、多様化・国際化するサービスの提供形態への対応が求められている旅行業法など、観光関連法令の制度・運用の在り方についてもアフターコロナの時代を見据えた検討が必要となります。

これを踏まえ、今後、観光庁は、アフターコロナの時代に対応した観光産業の在り方について、調査・検討し、必要な政策の立案と制度の見直しを進めることとしていますが、これらの検討を進める上で、行政法令、企業法務、金融分野に関する専門的な知見を必要としており、主に次のような事務を担当する職員を募集いたします。

- ・ 宿泊業、旅行業を含む観光関連産業全体の政策の企画立案、取りまとめ
- ・ 観光関連法令に関する企画立案、取りまとめ
- ・ 宿泊業界、旅行業界等の事業者団体との調整
- ・ 観光関連施策の国会等での対外的なプレゼンテーション・調整
- ・ 住宅宿泊事業法の施行状況の調査
- ・ Go To トラベル事業の実施に関する法務
- ・ 観光関係施策に係る企画・立案・執行業務

等

6. 応募資格 弁護士資格を有し、資格取得後3年程度以上企業法務に従事し、特に、行政法令、金融分野に関する専門的知識・経験を有すること。

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

7. 応募に必要な書類 ※応募書類は合否の結果によらずお返しできません。

- ①履歴書及び職務経歴書（様式は自由）
- ②資格を証明する書類の写し

8. 応募方法

応募に必要な書類を令和3年4月28日（水）までに郵送（※同日必着）

9. 選考方法及び選考スケジュール

書類選考	令和3年4月30日（金）～5月6日（木）
※選考結果通知	令和3年5月6日（木）選考通過者のみに電話連絡
面接試験	令和3年5月10日（月）（オンライン形式）
※試験結果通知	令和3年5月10日（月）試験合格者のみに電話連絡

10. 採用形態等

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）の規定に基づく、一般職の常勤の国家公務員としての採用。

国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

11. 勤務時間及び休日

原則として9：30～18：15（休憩時間は12：00～13：00）

休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

12. 給 与 等

任期付職員法の規定に基づき俸給月額を決定し、関係規定に基づき支給を行います。

13. 応募書類の提出先等

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省観光庁総務課調整室 任期付職員採用担当

電話：03-5253-8703

担当：塩田、北林